

## 評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜華会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給基準及び支給額に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第5条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員 定款第17条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の理事 理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の理事 理事のうち前号に掲げる以外の者をいう。
- (5) 報酬等 社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して職務執行の対価として、次に掲げるとおり報酬等を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員に対して、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1の報酬を支給する。

3 常勤の理事に対する報酬については、別表第2の報酬を支給する。

4 非常勤の理事又は監事に対して、別表第3に定める総額を超えない範囲で、別表第4に定める報酬等を支給する。

5 第2項から第4項に掲げる報酬額には、所得税及び復興特別所得税を含むものとする。

### (費用弁償)

第4条 法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等が出張する場合は、法人が別に定める法人の旅費規程に基づき当該費用を支給する。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月7日から施行する。

(評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人桜華会評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する規程（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成30年5月31日から施行する。

別表第1（第3条第2項関係）

用 務	報酬の額（日額）	支給方法・支給形態
・評議員会出席	10,000円	出席の都度、現金支給

別表第2（第3条第3項関係）

区分	月次報酬の額	賞与の額	左の支給時期・支給方法
常勤の理事	1,000,000円 (以内)	月次報酬の額の4.00月を超えない範囲	職員給与に準ずる

別表第3（第3条第4項関係）

役 員	報酬総額（年間）
理 事	760,000円
監 事	240,000円

別表第4（第3条第4項関係）

用 務	報酬の額（日額）	支給方法・支給形態
・評議員会出席 ・理事会出席 ・監事監査 ・指導監査出席 ・行政等主催説明会、研修会等出席 ・その他法人・施設の業務従事	10,000円/日・人	出席等の都度、現金支給